



保医発第 0526002 号  
平成 20 年 5 月 26 日

地方社会保険事務局長  
地方厚生(支)局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

標記については、平成 17 年 3 月 30 日保医発第 0330001 号により取り扱われているところであるが、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるようご配慮お願いします。

### 記

#### 1. 別添 1

- (1) 第 3 章 4 中「初療の日から 3 月を経過した時点」の後に「(初療の日が月の 15 日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の 16 日以降の場合は当該月の 3 ヶ月後の月の末日とする。)」を加える。
- (2) 第 4 章 1 中「初療の日から 3 ヶ月」の後に「(初療の日が月の 15 日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の 16 日以降の場合は当該月の 3 ヶ月後の月の末日とする。)」を加え、「療養費の支給はできないとされており」を「療養費の支給はできないこととしており」に改め、「最大 3 ヶ月」を「初療又は医師による再同意日が、月の 15 日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、月の 16 日以降の場合は当該月の 3 ヶ月後の月の末日」に改める。
- (3) 第 6 章中「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。

## 2. 別添2

- (1) 第3章6中「初療の日から3月を経過した時点」の後に「(初療の日が月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の16日以降の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とする。)」を加える。
- (2) 第4章1中「初療の日から起算して3ヶ月(変形徒手矯正術については1ヶ月)」を「初療の日から起算して3ヶ月(初療の日が月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の16日以降の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とする。ただし、変形徒手矯正術については初療の日から起算して1ヶ月)」とし、「療養費の支給はできないとされており」を「療養費の支給はできないこととしており」に改め、「最大3ヶ月(変形徒手矯正術については1ヶ月)」を「初療又は医師による再同意日が、月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、月の16日以降の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とすること。ただし、変形徒手矯正術については初療又は再同意日から起算して1ヶ月」に改める。
- (3) 第6章中「老人保健」を「後期高齢者医療」に改める。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
<p>別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第3章 医師の同意書、診断書の取扱い</p> <p>4 初療の日から3月を経過した時点(初療の日が月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の16日以降の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とする。)において、更に施術を受ける場合は、実際に医師から同意を得ておれば必ずしも医師の同意書の添付は要しないこととするが、この場合、支給申請書には、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間を付記する取扱いとすること。</p> <p>また、施術者が患者に代わり医師の同意を確認した場合は、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間について施術録等に記録し、療養費支給申請書の同意記録欄は、施術者が記入する取扱いとすること。</p> <p>以降引き続き施術が行われた場合も同様の取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>第4章 施術料</p> <p>1 「はり・きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(昭和42年9月18日保発第32号)により、同意書又は診断書に加療期間の記載のあるときは、その期間内は療養費を支給して差し支えないこと。</p> <p>ただし、初療の日から3ヶ月(初療の日が月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の16日以降の場合は</p>	<p>別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第3章 医師の同意書、診断書の取扱い</p> <p>4 初療の日から3月を経過した時点において、更に施術を受ける場合は、実際に医師から同意を得ておれば必ずしも医師の同意書の添付は要しないこととするが、この場合、支給申請書には、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間を付記する取扱いとすること。</p> <p>また、施術者が患者に代わり医師の同意を確認した場合は、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間について施術録等に記録し、療養費支給申請書の同意記録欄は、施術者が記入する取扱いとすること。</p> <p>以降引き続き施術が行われた場合も同様の取扱いとして差し支えないこと。</p> <p>第4章 施術料</p> <p>1 「はり・きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(昭和42年9月18日保発第32号)により、同意書又は診断書に加療期間の記載のあるときは、その期間内は療養費を支給して差し支えないこと。</p> <p>ただし、初療の日から3ヶ月を超える期間が記載されていても、その超える期間は療養費の支給はできないとされており、引</p>

当該月の3ヶ月後の月の末日とする。)を超える期間が記載されていても、その超える期間は療養費の支給はできないこととしており、引き続き支給を行おうとする場合は、改めて医師の同意を必要とすること。

加療期間の記載のない同意書、診断書に基づき支給を行おうとする場合にあっても、一の同意書、診断書により支給可能な期間は、初療又は医師による再同意日が、月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、月の16日以降の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とすること。

## 第6章 施術録

(前略)

### 施術録の記載事項（例）

#### （1）受給資格の確認

##### ア 保険等の種類

- ①健康保険（政・組・日）②船員保険 ③国民健康保険（退）
- ④共済組合 ⑤後期高齢者医療 ⑥その他

（以下略）

き続き支給を行おうとする場合は、改めて医師の同意を必要とすること。

加療期間の記載のない同意書、診断書に基づき支給を行おうとする場合にあっても、一の同意書、診断書により支給可能な期間は、最大3ヶ月とすること。

## 第6章 施術録

(前略)

### 施術録の記載事項（例）

#### （1）受給資格の確認

##### ア 保険等の種類

- ①健康保険（政・組・日）②船員保険 ③国民健康保険（退）
- ④共済組合 ⑤老人保健 ⑥その他

（以下略）

## 別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等

### 第3章 医師の同意書、診断書の取扱い

6 初療の日から3月を経過した時点(初療の日が月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の16日以降の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とする。)において、更に施術を受ける場合は、実際に医師から同意を得ておれば必ずしも医師の同意書の添付は要しないこととするが、この場合、支給申請書には、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間を付記する取扱いとすること。(変形徒手矯正術を除く。)

また、施術者が患者に代わり医師の同意を確認した場合は、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間について施術録等に記録し、療養費支給申請書の同意記録欄は、施術者が記入する取扱いとすること。

以降引き続き施術が行われた場合も同様の取扱いとして差し支えないこと。

### 第4章 施術料

1 「はり・きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(昭和42年9月18日保発第32号)により、同意書又は診断書に加療期間の記載のあるときは、その期間内は療養費を支給して差し支えないこと。

ただし、初療の日から起算して3ヶ月(初療の日が月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の16日以降

## 別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等

### 第3章 医師の同意書、診断書の取扱い

6 初療の日から3月を経過した時点において、更に施術を受ける場合は、実際に医師から同意を得ておれば必ずしも医師の同意書の添付は要しないこととするが、この場合、支給申請書には、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間を付記する取扱いとすること。(変形徒手矯正術を除く。)

また、施術者が患者に代わり医師の同意を確認した場合は、同意をした医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間の指示がある場合はその期間について施術録等に記録し、療養費支給申請書の同意記録欄は、施術者が記入する取扱いとすること。

以降引き続き施術が行われた場合も同様の取扱いとして差し支えないこと。

### 第4章 施術料

1 「はり・きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて」(昭和42年9月18日保発第32号)により、同意書又は診断書に加療期間の記載のあるときは、その期間内は療養費を支給して差し支えないこと。

ただし、初療の日から起算して3ヶ月(変形徒手矯正術については1ヶ月)を超える期間が記載されていても、その超える期間

の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とする。ただし、変形徒手矯正術については初療の日から起算して1ヶ月を超える期間が記載されていても、その超える期間は療養費の支給はできないこととしており、引き続き支給を行おうとする場合は、改めて医師の同意を必要とすること。

加療期間の記載のない同意書、診断書に基づき支給を行おうとする場合にあっても、一の同意書、診断書により支給可能な期間は、初療又は医師による再同意日が、月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、月の16日以後の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とすること。ただし、変形徒手矯正術については初療又は再同意日から起算して1ヶ月とすること。

は療養費の支給はできないとされており、引き続き支給を行おうとする場合は、改めて医師の同意を必要とすること。

加療期間の記載のない同意書、診断書に基づき支給を行おうとする場合にあっても、一の同意書、診断書により支給可能な期間は、最大3ヶ月(変形徒手矯正術については1ヶ月)とすること。

## 第6章 施術録

(前略)

### 施術録の記載事項（例）

#### （1）受給資格の確認

##### ア 保険等の種類

- ①健康保険（政・組・日）②船員保険 ③国民健康保険（退）
- ④共済組合 ⑤後期高齢者医療 ⑥その他

(以下略)

## 第6章 施術録

(前略)

### 施術録の記載事項（例）

#### （1）受給資格の確認

##### ア 保険等の種類

- ①健康保険（政・組・日）②船員保険 ③国民健康保険（退）
- ④共済組合 ⑤老人保健 ⑥その他

(以下略)